

# 暮らし・にぎわい再生事業

以下の事業を行うことができます。

- ・ 都市機能まちなか立地支援（公益施設の新築に対する支援）
- ・ 空きビル再生支援（既存ストックを活用した公益施設の導入に対する支援）
- ・ 賑わい空間施設整備（広場の整備に対する支援）
- ・ 計画コーディネート支援（計画作成等のソフト活動の支援） 等

